

福岡県公報

平成26年8月26日
第3623号

目次

告示(第733号)

○解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

告示

福岡県告示第733号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
宮若市湯原字山ノ口2345の9から2345の12まで
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため